

令和3年度第1回 埼玉県環境影響評価技術審議会

令和3年11月9日（火）

午後3時00分開会

○事務局（赤松） ただいまから令和3年度第1回埼玉県環境影響評価技術審議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます埼玉県環境政策課の赤松でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、全ての委員、事業者等がリモート出席によるオンライン形式の審議会です。

議事進行を務める会長及び発言される方以外は、接続の安定性を確保するため、常時、画像をお切りいただくか、静止画を表示していただくかのどちらかにしてください。また、音声は常時ミュートにさせていただき、発言される場合に画像を表示し、会長の許可を得てからミュートを解除して御発言いただくようお願いいたします。

資料や図書についての御発言の際は、当該資料がどの資料を指すのか、御指摘の上、御発言いただくようお願いいたします。

続きまして、お配りしております名簿の順に自己紹介をお願いいたします。なお、名簿にはございますが、星野委員におかれましては、急遽ではございますが、本日御欠席の御連絡をいただいております。それでは、荒井委員、内村委員の順でよろしくお願い申し上げます。

それでは、荒井委員からよろしくお願い申し上げます。

○荒井委員 東京農業大学造園科、荒井と申します。専門は景観です。よろしくお願い申し上げます。

○事務局（赤松） 上野委員、お願いいたします。

○上野委員 埼玉県埋蔵文化財調査事業団の上野と申します。埋蔵文化財史跡の担当をしています。よろしくお願い申し上げます。

○事務局（赤松） 内村委員は今、接続しているところですので、先に岡委員、お願いします。

○岡委員 森林総合研究所、四国支所の岡でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。専門は動物と生態系に関してです。よろしくお願い申し上げます。

○事務局（赤松） 続きまして、恩田委員、お願いいたします。

○恩田委員 恩田です。よろしくお願い申し上げます。公益社団法人埼玉県緑化推進委員会で、植物、自然との触れ合いの場ということで担当させていただいています。よろしくお願い申し上げます。

○事務局（赤松） 続きまして、坂本委員、お願いいたします。

○坂本委員 国立環境研究所の坂本と申します。専門は昆虫です。

○事務局（赤松） 続きまして、関口和彦委員、お願いいたします。

○関口（和） 副会長 埼玉大学の関口と申します。よろしくお願い申し上げます。専門は大気の化学です。大気反応を専門にしております。よろしくお願い申し上げます。

○事務局（赤松） 続きまして、関口徹委員、お願いいたします。

○関口（徹） 委員 千葉大学の関口です。専門は振動と地盤です。よろしくお願い申し上げます。

○事務局（赤松） 藤原委員、お願いいたします。

○藤原委員 藤原でございます。一般財団法人日本環境衛生センターの藤原と申します。専門は廃棄物になります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局（赤松） 柳会長、お願いいたします。

○柳会長 明治大学の柳憲一郎と申します。専門は環境影響評価法、制度一般を行っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局（赤松） 続きまして、山口委員、お願いいたします。

○山口委員 埼玉大学の山口です。専門は植物です。よろしくをお願いいたします。

○事務局（赤松） ありがとうございます。

なお、栗島委員、櫛島委員、原委員、広木委員、吉村委員におかれましては、本日所用のため欠席となっております。

続きまして、事業者から自己紹介をお願いいたします。

○事業者事業者（加藤） 事業者の小川エナジー合同会社職務執行者の加藤隆洋と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○アセス受託者（岡本） 環境影響評価を担当させていただきます国際航業の岡本と申します。よろしくお願ひします。

○アセス受託者（小野寺） 同じく国際航業の小野寺と申します。よろしくお願ひいたします。

○アセス受託者（岡崎） 国際航業、岡崎と申します。よろしくお願ひします。

○アセス受託者（原） 同じく国際航業の原と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（赤松） ありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして、環境部長の小池より御挨拶申し上げます。

○環境部長 皆様、こんにちは。埼玉県環境部長の小池でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変忙しいところ、令和3年度の第1回埼玉県環境影響評価技術審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃、本県の環境行政の推進につきましては、御支援、御協力賜りまして、この場を借りて厚く感謝申し上げます。

本日の議題でございますが、さいたま小川町メガソーラーでございます。こちらは埼玉県において初めての太陽光発電事業の環境影響評価法対象事業でございます。また、発電出力としても県内最大でございます。準備書に対する住民の皆様からの御意見が534件と非常に多岐にわたり、多数寄せられております。地元の方々の関心が極めて高い事業と考えております。知事のほうからも、専門家の皆様方の御意見を十分にいただけるようにと、直接、そのようなことも言われております。

本事業につきましては、本年5月11日に諮問させていただきまして、その後、3回の小委員会、御審議いただいたところでございます。森林地域における大規模な事業ということで、小委員会におきましても多くの御意見をいただきました。小委員会の委員の皆様方におかれましては、熱心な御審議賜りましたことに心より御礼申し上げます。

本日の審議会におきましても、どうぞ委員の皆様それぞれの専門分野における知見、御経験に基づきまして、忌憚のない御意見を賜りますようお願いさせていただくところでございます。

簡単ではございますが、以上をもちまして私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく  
お願い申し上げます。

○事務局（赤松） 部長につきましては、所用のため、恐縮ではございますが、ここで退席とさせて  
いただきます。

○事務局（赤松） 続きまして、事務局から自己紹介をさせていただきます。

○事務局（大山） 環境政策課長の大山と申します。どうぞよろしく願います。

○事務局（赤松） 同じく環境政策課の副課長の赤松と申します。よろしく願います。

○事務局（安村） いつもお世話になっております。環境政策課の安村です。本日はよろしく願  
います。

○事務局（鈴木） 同じく環境政策課の鈴木です。よろしく願います。

○事務局（赤松） 本日の会議ですが、委員総数のうち現在10名の御出席をいただいておりますの  
で、埼玉県環境影響評価技術審議会規則第6条第2項の規定により、本会議が成立していることを御  
報告いたします。

それでは、埼玉県環境影響評価技術審議会同規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務める  
こととなっておりますので、議事の進行を柳会長にお願いしたいと存じます。柳会長、どうぞよろし  
く願います。

○柳会長 承知いたしました。

それでは、議事の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願います。

では、これから本日の議事に入るわけですが、会議の公開について事務局から最初に説明をお願い  
いたします。

○事務局（安村）

本日審議会に現在の時点で10名の傍聴希望者がいらっしゃっております。事前に申込みの方、も  
うお一方いらっしゃるようですので、おそらく11名の傍聴希望者がいらっしゃるかと思います。審  
議会規則第8条では審議会は公開することとしておりますが、出席委員の3分の2以上の議決で非公  
開とすることができます。一方、希少種のうち生息場所が特定されるような情報については、事業者  
からも非公開情報を前提で提供されていることを鑑みまして、当該場所が特定される内容の審議につ  
きましては、その取扱いには十分注意が必要かと存じます。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明により、審議会は原則公開とし、希少種の生息場所が特定される内容の審議につ  
きましては、一部非公開とするということで審議を進めるということによろしいでしょうか。

○柳会長 特に特段の御異議がないようですので、それでは原則公開ということにいたします。

傍聴希望の方を会場に入れてください。

○事務局（安村） 事務局から補足でよろしいでしょうか。

○柳会長 はい、どうぞ。

○事務局（安村） 今の希少種の生息場所のお話なのですが、地図上で特定されてしまうような本当  
に限定された場合のみ非公開ということになりますので、通常の図書の中で、例えば改変区域で希少

種が見つかったとか、そういった情報は当然公開情報になりますので、何か分からない点がありましたら事務局まで御相談ください。よろしく申し上げます。

○柳会長 承知しました。

○事務局（安村） 柳先生、内村先生もいらっしゃいました。

○柳会長 はい。

傍聴者の皆様には、受付でお渡しした傍聴要領をお守りいただくようお願いいたします。

なお、希少種の生息場所が特定される内容の審議に際しましては非公開となっておりますので、一時御退出をお願いする場合もあるかと思いますが、その場合にはどうぞ御協力をお願いいたします。

それから、写真を撮影される場合は、議事の冒頭のみ許可しますので、そのときをお願いします。

内村委員の自己紹介していただけますか。

○事務局（赤松） 事務局からですが、内村委員、自己紹介、よろしく申し上げます。

○内村委員 内村です。アドレスが分からずに遅れて、すみませんでした。埼玉大学、内村です。専門は地盤工学です。よろしく申し上げます。

○事務局（赤松） どうぞよろしく申し上げます。

○柳会長 ありがとうございます。

次に、本日の会議の議事録の署名についてですが、審議会規則第9条第2項により、議事録には議長のほか、出席委員のうちから2名の委員が署名押印しなければならないということになっております。そこで、上野委員と山口委員をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

○山口委員 かしこまりました。

○上野委員 分かりました。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事のさいたま小川町メガソーラー環境影響評価準備書についてであります。本日は小委員会の委員でなかった方にも御出席いただいておりますので、事業者の方に準備書の内容を改めて御説明していただきます。

その後、当審議会の答申について検討をしたいと思っております。

それでは、準備書の内容につきまして、事業者の方から御説明をお願いいたします。

○事業者（加藤） それでは、さいたま小川町メガソーラー環境影響評価準備書の概要について御説明します。

まずは、事業者について御説明します。事業者の名称は、小川エネルギー合同会社、代表は株式会社サンシャインエネルギー職務執行者の加藤隆洋です。

次に、本事業について説明します。事業の名称は、さいたま小川町メガソーラーで、発電所の原動力の種類は太陽電池となります。発電所の出力は、交流出力で3万9,600キロワット、直流出力で5万2,374.5キロワットとなっております。対象事業実施区域面積は約86ヘクタール。

続いて、対象事業実施区域の時期について説明いたします。対象事業実施区域は、小川町の西側に位置しており、南西側は東秩父村に隣接しています。周辺には北側に木部クリーンセンターや熊野神

社、北東側には特別養護老人ホームさくらぎ苑などがあります。また、北東側には国道254号、JR八高線及び東武東上線が通っています。

続いて、土地利用計画についてです。本事業において、改変区域は面積にして43万3,700平米、敷地86ヘクタールのうちの50.3%とする計画となっております。このうち太陽光パネル設置用地の面積は37万9,100平米、調整池の面積は2万1,700平米となっています。非改変区域の面積42万8,300平米、割合にして49.7%の区域は、残置森林として形状を保全します。

ここで土地利用計画については、森林伐採を極力抑え、生態系に配慮した事業を行うため、当初案を再検討しました。右上の2つの土地利用計画図ですが、左側が当初の計画案、右側が実際に対応した計画を示しています。対象事業実施区域北側の森林部分を中心に実際に採用した案で、保全する区域を増やすということが確認できます。これは、太陽光パネルに関し、当初450ワットは発電能力を持つものが、545ワットの製品に切替えを行ったほか、配置や工夫などを重ね、事業採算性と比較考慮して太陽光パネル用地を縮小したことによるものです。

次に、工事工程を示します。主な工事工程としては、準備工事及び伐採工事を1年目に行います。また、造成工事及び排水工事は1年目から着手し、3年目の末までを工事期間とします。太陽光発電所工事は、1年目の後半から着手し、4年目に開業する工程となっています。

続いて、建設工事における工事用資材等の搬出入車両台数及び走行ルートを示します。走行ルートは、対象事業実施区域と国道254号を結ぶ区間及び国道254号とする計画です。搬入ルートは、途中、青い点で示した、全て国道254号南東方向から対象事業実施区域へ向かう計画です。搬出ルートは、一部の車両が国道254号北西方面に向かうルートを通りますが、主に搬入ルートと同じルートを通ります。建設工事中は1日当たり最大で157台の車両による搬入搬出を計画しています。その内訳は、大型車122台、小型車35台となります。

このスライドは、調整池の位置、用途利用などの調整池計画を示しています。対象事業実施区域からの雨水排水は、10か所の調整池に流入させる計画となっています。流量の調整機能と濁質など土砂の流出防止機能を担う施設となっております。これらの機能を保つため、工事中は3か月に1度、ポンプ調整等を行います。供用後も点検により必要が生じていれば、適宜ポンプ調整等を行う計画としています。

なお、右から3列目の必要とされる調整池容量の値です。この値は、近年の降雨状況の変化を考慮するため、最新の埼玉県林地開発許可事務取扱要領、令和2年5月11日に基づき、再計算して確認したものです。実際の調整池の容量は、必要とされる調整池の容量と比較して176%から465.3%と、十分大きな能力を備えているところを確認できています。

次に、土地造成計画を示します。計画では、切土量は36万5,000立米、盛土量は72万立米、またその面積は、切土部分を6万9,000平米、盛土部分を9万6,000平米としています。切土で発生した土は対象事業実施区域内の盛土に再利用することとします。また、切土の再利用で足りない分につきましては土を搬入しますが、受入れは全てUCRからのもののみとします。UCRは、東京都、埼玉県などの地方自治体や東日本高速道路などと建設土の調整を行うUCR利用調整会議に

基づき土を管理しており、UCRの取り扱う土に絞ることで、土質などの受入れ条件に合致したもののみを搬入することができます。

土地造成の断面図を示します。切土が黄色の着色図で、盛土がピンク色で着色した部分となります。切土は尾根を中心とした部分で行い、盛土は谷地形を埋めるものと斜面をかさ上げする形態のものを計画しています。

土地造成計画において、外部からの土の搬入量を減らすため計画の見直しを図り、現在の案を採用しました。B案は、盛土量と切土量とのバランスを調整したもので、盛土量を72万立米に減らし、切土量を36万5,000立米とすることで、土の搬入量を35万5,000立米に減らしました。これにより搬入土量は当初計画の37.2%、4割以下まで低減しました。

次に、対象事業実施区域内での樹木の伐採場所及び規模を示しました。コナラ群落は最も面積比が大きく、71.9%を占め、次いで杉、ヒノキ植林が24.9%、その他広葉樹の2.7%、アカマツ亜高木の0.4%となっています。ここで、その他広葉樹には、アカメヤナギ群落、ハリエンジュ植林など増えています。

初動設備の概要は表に示したとおりとなっております。太陽光パネルは、出力545ワットのものも使用することとし、設置角度は10度及び30度とします。変電所は特高変電所を1か所、中間変電所を24か所とし、パワーコンディショナーを277台導入します。太陽光パネルは全部で9万6,100枚を設置します。

次に、太陽光パネルの設置計画として、パネルの配置図を示しました。青色のパネルが10度の傾きで設置されるもの、赤いパネルが30度の傾きで設置されるものを示しています。

太陽光パネルの詳細な設置図を図面2枚に示しました。パネルは、くいで地面に固定した架台に設置します。くいや架台の強度は、支持物に十分な強度を備えるために平成30年に改正された電気設備の技術基準の解釈に基づき設計を行います。この基準では風速40メートルの風に耐えられる設計となっております。

太陽光の設置イメージは、右上に掲載した写真のとおりとなります。また、設置する太陽光パネルは、低反射の技術を採用する計画としています。低反射は、太陽光パネルの表面のガラスを反射通し膜で覆うことにより反射を軽減させる技術と、本スライドの下の写真及び図で示したように、太陽電池セルの表面にピラミッド状の凸凹を形成させることで反射光を遮る技術。この2つを組み合わせることで設置します。これらの技術により反射光は入射光の6%以下に低減します。

○アセス受託者（岡本） 続いて、環境影響評価の項目の選定について説明します。

環境影響評価の項目は、事業特性や地域特性に基づいて選定しています。本事業の実施により周辺への影響が考えられる要因として、工事の実施時につきましては、工事に資機材等の搬出入、建設資材の稼働、造成等の手法による一時的な延長、また土地または工作物の存在及び供用時につきましては、地形改善及び施設の存在、施設の稼働、太陽光パネル等の撤去、廃棄がかけられます。これらの要因による環境への影響を予測、評価するため、大気質、騒音から温室効果ガスまでの15項目を選定しました。なお、発電所アセス省令第21条第1項第5号に定める参考項目のうち、地形変更及び地質に関しては、対象事業実施区域内に重要な地形及び地質が存在しないため、また残土については、

発生した土は常に対象事業実施区域内で再利用する計画であり発生しないため、選定項目から除外しました。

この後、大気質について御説明いたします。ここでは、工事実施時の資材等の搬出車両に関する内容を示しています。現地調査の結果は、粉じん、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素の全項目、全時点で環境基準をマークしていました。このうち粉じんを除く項目の予測、評価の結果を下の表に示しました。工事中資材等の機材等の搬出入、太陽光パネル等の撤去、廃棄における全項目において、予測結果はいずれも環境基準を適合しており、周辺的生活環境へ及ぼす影響は少ないものと考えられます。

粉じん等の影響についての予測、評価の結果をこちらに示しました。参照値と比較すると、全ての予測結果が下回っていたことから、周辺的生活環境に及ぼす影響は少ないものと考えられます。

次に、同じく大気質の工事実施時の建設機械の稼働等に関する粉じんを除く窒素酸化物、浮遊粒子状物質の影響について示しております。各予測地点における予測結果は、いずれも環境基準等に適合していることから、周辺的生活環境に及ぼす影響は少ないものと考えられます。

粉じん等の影響についての予測、評価の結果をこちらに示しました。参照値と比較すると、全ての予測結果を下回っていたことから、周辺的生活環境に及ぼす影響は少ないものと考えられます。

工事の実施時の主な環境保全措置は、ここに示したとおり、最新の排出ガス規制適合車の使用に努めることやアイドリングストップを徹底することなどの保全措置を実施することなどとなります。

続いて、騒音について御説明いたします。工事の実施時に資材等の搬出入車両に関する内容を説明しています。現地調査の結果は、全ての基準で環境基準を満足していました。予測、評価の結果については、下のほうに示したとおり、環境基準を満足することから周辺環境に及ぼす騒音の影響は少ないものと考えられます。

次に、同じく騒音の工事実施時、建設資材の稼働等に関する予測、評価結果を上表に、施設の稼働に関する予測、評価結果を下表に示しました。予測地点の等価騒音レベルは、それぞれ規制基準及び環境基準を全て満足することから、周辺環境に及ぼす騒音の影響は小さいものと考えられます。

法に関する主な環境保全措置について示しました。工事関係車両、建設資材の整備、点検を適切に実施する機器の堅固な取り付けを実施することとしています。

続いて、振動について御説明いたします。ここでは、工事の実施時の資材等の搬出入車両に関する内容を示しています。現地調査の結果は、全ての地点で要請限度や振動感覚閾値を観測していました。予測調査の結果については、下の表に示したとおり、要請限度を満足することから、周辺環境に及ぼす振動の影響は少ないものと考えます。

次に、同じく振動の工事実施時の建設機械の稼働等に関する予測、評価結果を表に示しました。敷地境界及び近郊の住宅付近における振動レベルは、それぞれ規制基準及び振動感覚閾値と比較すると、全て満足することから周辺環境による振動の影響は小さいものと考えられます。振動に関する主な環境保全措置は、工事関係車両等による搬出入が一時的に集中しないよう計画的かつ効率的な運行管理に努めることを徹底することなどとなります。

次に、水質の調査地点、調査結果を示します。通常の降雨で対象事業実施区域周辺の河川は、29

から60ミリグラムパーリットル程度の濁りとなることが確認できました。

次に、水質の計測結果を示します。これは対象事業実施区域に示された調整池の出口での濁りを予測したものです。左側が通常の降雨時ですが、造成地施設の存在時とともに環境保全目標を満足することが確認できました。また、右に示したとおり、過去最大レベルの時間降水量103ミリでも、水質汚濁防止法排水基準規制値を下回ることが確認できました。環境保全措置として、濁水を調整池で沈殿させたもののうち、外部への放流を実施します。、これにより濁水の濃度は予測値程度まで抑えられているため、影響は低減されているものと評価しました。

続いて、地下水について調査地点、調査結果を示します。調査を1年間実施しました。調査結果は右図に示しました。上からの青い棒グラフが降水量を示しており、オレンジと緑の折れ線が地下水を示しています。降雨時、地下水はすぐに上昇し、降雨後も短期間で低下していることが確認できます。調査結果を確認すると、地下水は数時間後に上昇し、数日で元の水位に戻っています。対象事業実施区域周辺においては、平野部のような大量の水を常時下流に供給している水脈は存在しておらず、尾根部の切土による地下水源の分断の影響は小さいものと考えられます。また、環境保全措置として大きな面積を占めるパネル設置面や道路の雨水浸透を妨げないよう配慮して計画することから、地下水涵養の影響も小さいものと評価しました。

続いて、地盤（土地の安定性）の調査地点結果を示します。左図が調査地点です。調査は2019年10月の台風19号通過時に崩壊した箇所及びその周辺でボーリング調査の手法について行いました。崩壊した箇所の測定の結果とボーリング調査地点位置を右図に示しました。崩壊箇所のボーリング調査結果による断面図を示しました。この結果から、この崩壊箇所の中間のG1地点で盛土層が見つかり、過去に盛土を行っていたことが確認できました。左上の表にG1地点の盛土層が60センチ程度の厚さで確認されています。これはゴルフ場開発時の環境影響評価に記載されていたゴルフ場開発事業開発計画です。黄色に着色した丸印は崩落箇所を示しています。崩落箇所付近は縦線の凡例で表記されており、盛土の計画範囲だったことがわかります。また、崩壊箇所では、ゴルフ場開発時に排水施設を計画となっていることを確認しました。しかしながら、現在排水施設は存在せず、雨水が自然に流れるままの状態となっています。このように崩壊箇所は、ゴルフ場開発によって盛土が行われたものの、排水施設などが整備されていないことから、降雨が適切に排出されず、斜面崩壊につながったものと考えます。

本事業では、盛土部分には最下部に暗渠溝を施工するとともに、表面排水を確実に行うことで、盛土地中に雨水が貯留しないよう設計を行います。

次に、土地の安定性を予測した断面線を左図に示しました。本事業で計画している盛土、切土部分に設定しております。安定性の計算が、上の左の常時、右の地震図と安全率を上回っていました。パネルの荷重を考慮した計算においても、下に2つの表で示すとおり、常時、地震時とも安全率を上回りました。以上のように斜面の安定性は常時、地震時、共に許容安全率に適合することから、地形改変及び施設の存在による土地の安定性への影響は小さいものと考えられます。

次に、反射光の予測について説明します。地形図等から影響を生じさせる可能性のあるパネルを選定し、その位置と住居の位置を左図に示しました。予測結果は右図に示したとおりとなっています。

予測結果からは、反射光が届く可能性のあるパネル区域の面積が狭いため、影響の継続時間が短いことが確認され、環境保全措置として低反射型太陽光パネルを設置すること、パネルと住宅の間には残地林を確保すること、それから反射光に係る影響は小さいものと評価します。

次に、動物、植物、生態系について説明します。動物の現地調査の結果は表に示したとおりです。このうち重要な種について右側に記載しました。

次に示しました写真は、現地にて撮影された重要な種の一部です。

続いて植物です。植物の現地調査の結果は表に示したとおりです。このうち重要な種については右の欄に記載いたしました。写真は現地にて撮影された重要な種の一部です。

続いて、生態系です。生態系の現地調査の主な結果は、表に示したとおりです。ミゾゴイを対象とした資源環境調査では、ミゾゴイの営巣地の有無を調査し、合計で4つの巣が確認されました。また、その他注目種の餌資源調査として、土壤動物やサワガニ、ザリガニ等の調査を実施しました。

続いて、動物の予測、評価の結果です。動物については、その影響を低減する環境保全措置について、影響の回避措置として事業計画を見直し、約6.73ヘクタールの改変を回避することとしました。

次に、低減措置として表に示したとおり、事業段階による低減措置を実施いたしました。これらの環境保全措置を講じることにより、本事業により重要な種への影響は小さいものと考えられます。

また、一部の影響を回避、低減することが困難であるハチクマについては、代償措置として人工代替巣を設置し、できる限り本種の営巣環境を代償することで、その影響が低減されるものと考えます。

また、ハチクマを含む一部の重要な種については、事後調査を実施することにより、その生息状況の把握に努めてまいります。

動物に関する主な環境保全措置は、表に示したとおりとなっています。建設発生土、原則場内で有効利用し、場外への運搬車両を低減する。工事工程を調整し、猛禽類の繁殖への影響に配慮するほか、低反射型太陽光パネルを採用することや、周辺に緑地を配置することにより反射光による局地的な温度の上昇や光害等の影響を抑制するなどの保全措置を実施します。

続いて、植物への予測、評価の結果です。植物については、動物と同様、対象事業、対象計画の見直しに至る6.73ヘクタールの改変を回避することとし、改編区域内の非パネル設置箇所に、オニシバリを対象とした保全区域を設けることとしました。さらに、代償措置としての移植も実施いたします。これらの環境対策措置を講じることにより、本事業における重要な種への影響は小さくなるものと考えられます。

次に、植物に関する主な環境保全措置は、表に示したとおりとなっています。非改変区域の立入りを制限し、作業員等による人間的圧力を最小限にとどめる。低反射の太陽光パネルを採用することや、周辺に緑地を配置することにより反射光による局地的な温度の上昇や光害等の影響を抑制するなどの保全措置を実施します。

続いて、生態系の予測、評価の結果です。各注目種の出現位置や、餌資源の分布を基に各注目種の生息環境としての好適さを算出し、その影響を定量的に予測しました。右図は、タヌキの生息環境指数の解析の結果です。解析の結果、各注目種の生息環境指数の減少率は小さく、また次ページで御説

明する環境保全措置を講じることから、本事業における各注目種への影響は小さくなるものと考えます。

次に、生態系に関する主な環境保全措置は、表に示したとおりとなっています。

建設発生土を原則場内で有効利用し、場外への運搬車両を低減する。緑地環境周辺に止まり木等を設置し、上位性注目種であるノスリの繁殖環境としての利用を促すなどの保全措置を実施します。

続いて、景観について説明します。景観調査予測、評価は、重要な眺望点及び日常的な視点場で実施しました。この写真は笠原集落について示したものです。左が現況、右が将来を示した結果となっています。視覚できるパネルは並行に位置しており、低反射型太陽光パネルを使用していることから、周囲の配色に馴染み景観に大きな影響を与えないものと予測しました。

次に、石尊山について示しました。左が現況、右が将来を予測した結果となっています。ここからは、樹木に葉がついている時期は対象事業の実施区域を見通すことはできませんが、落葉期には、写真のとおり木々を通して太陽光パネルの一部が確認できるものと予測します。そちらの景観についても、植生としての見通しであり、反射を6%以下に抑える太陽光パネルを設置することなどから、市民の環境に大きな影響はないものと予測しました。

次に、自然との触れ合い活動に関する予測、評価を示します。右図は、官ノ倉山ハンキングコースと対象事業区域が交差する地点について示しています。事業によって、官ノ倉山ハイキングコースの利用に支障を生じさせないため、利用者が自由に通行できるように敷地境界にフェンス等は設置しないこととします。また、工事中は利用者の安全のため警備員を常駐させます。これらの保全措置を講じることなどにより、人と自然の触れ合いの活動の場の利用に及ぼす影響は低減されます。

続いて、廃棄物について説明いたします。建設工事に伴い発生する伐採木等については、幹の有価物として売却し、再利用します。枝及び根については、対象事業実施区域内にチップ化し、場内で敷き均し材として有効利用します。太陽光パネル梱包材については、運搬業者の持ち帰りによる再利用及び許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し、中間処理などによる再利用を行います。

また、解体撤去工事に伴い発生する廃棄物は、太陽光発電施設のリサイクルなどの推進に向けたガイドラインに基づき、有価物として有効利用を図り、有価物として取扱えないものは産業廃棄物として適正に処理、処分することから影響は少ないものと考えます。

次に、温室効果ガスなどについてです。建設工事期間中及び解体撤去工事期間中の工事関係車両及び撤去廃棄関係車両、建設機械及び解体機械はアイドリングストップを徹底することや不必要な空ふかしを行わないよう徹底します。これらにより二酸化炭素の排出量は削減されることから、影響は少ないものと考えられます。

以上、さいたま小川町メガソーラー環境影響評価準備書の概要について御説明いたしました。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事業者からの御説明について、何か御質問、御意見等はございますでしょうか。手を挙げていただいても結構です。

それでは、私から1点御質問したいのですが、先ほどスライドの34、スライドの35で、過去に盛土のところが崩落してたという話がありましたが、過去の盛土は、過去にゴルフ場クラブの造成工

事が途中で中断したということで、環境影響評価の準備書を御覧になって過去の部分を特定したという、話だったと思います。質問は、切土されたものについて、この施設内で盛土に充てるということですが、過去の盛土部分の土壌の状況はどんな状況だったのか知りたいと思います。御承知のように、土壌汚染対策法というのは2002年に作られて、それ以前のゴルフ場等に使う盛土についても規制の基準が明確でなく、場合によっては指針等があったかもしれませんが、十分なものがなかったように記憶しているのです。ですから、その土壌汚染については、今回のアセス図書の中では特段の記述が見当たらないものですから、過去の事業者の行った土地改変に伴う土壌汚染がどのようなものであったかは、過去の図書の中で何か示唆しているとか、また触れていないのかが分かるようであれば教えていただければと思います。

○アセス受託者（岡本） 過去の盛土も含めまして、現在の状況がどうなっているかということ、土壌汚染という項目が、今回の準備書では設けていないのですが、現地調査は行ってございまして、本編のほうではなく、資料編の219ページ以降に事前調査としまして、土壌の汚染の調査を行っております。この調査地域としましては、対象事業実施区域内として、調査項目としましては、環境基準の29項目、それと第2種の特有害物質としまして、こちらカドミウム及びその他化合物、六価クロム化合物など含めまして有害物質を特定しております。こちら対象事業区域内の3地点をサンプリングしまして、土壌の溶出量及びダイオキシン類を行ってございまして、この中で環境基準は全て満足している状況になっているという現状をつかんでおります。

○柳会長 御説明ありがとうございました。

そうしますと、準備書の資料のところ、土壌汚染についてはサーベイをして、特段の問題はなかったということなのですが、通常の調査のときには、3地点行っているということですが、それは土対法に基づくような土量、土砂の調査の方法を取っていただけますか。

○アセス受託者（岡本） 調査方法につきましては、土壌の溶出量に関しましては、土壌汚染に関する環境基準について定める測定方法、土壌含有量に関しましては、土壌含有量調査に係る測定方法を定める、県に定める測定方法、ダイオキシンに関しましては、ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に関する環境基準について定める規定方法で行ってございます。

○柳会長 調査の手法についてはそれでいいと思うのですが、私が聞いているのは、調査のサンプリング地点、3地点しかやっておられないので、通常ですと10メートルメッシュとかの中で何地点かを取るとか、一般的には行われていると思うのです。ですから、敷地内全体を、特に盛土のあった部分全体をやられたのかどうかというのを確認したかったのです。

○アセス受託者（岡本） そういった意味では土壌汚染対策法に基づいたようなメッシュを切って、全ての地点を行うというような調査は行ってございません。これは土壌汚染が見つかったような、土対法に該当するような事例はございませんでしたので、そういった土壌汚染、メッシュを切って全ての点を行うというところまでは行ってございません。この3点を選びましたのは、そういった改変区域として既に土地がいじられているところ、そこを中心として違う環境を3点選んで行ったという形になっております。

○柳会長 ありがとうございます。

私が懸念していましたことは、過去の盛土があったということで、どこから土を持ってきたのか。土の由来が分からないものが盛土としてかなりの部分に入れられているのではないかとということが、懸念事項としてあったものですから御質問させていただいたということです。

○アセス受託者（岡本）

一応周辺の、例えば土壌汚染などの拡散みたいなものを見るために、周辺の河川において水質調査、変更項目に関して水質も調査しておりまして、なかなか3点では少ないもの、網羅するために、周辺の河川でも5地点で、水質をこちら調査させていただいているということで、網羅的に確認できるような形で対応させております。

○柳会長 私のほうからは以上です。

それでは、ほかの委員の方、何か御質問等ございますでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○坂本委員 まず、ハルゼミについてお聞きしてよろしいでしょうか。

埼玉では準絶滅危惧種になっていると思うのですが、この種はアカマツ林に、非常に依存した種ということで、そうしたアカマツ林が今回減少するということですが、ハルゼミについての影響というのはどのように考えていますでしょうか。もし回答に時間がかかるようでしたら、2つ目、3つ目の質問を先に伝えても大丈夫ですか。

私、昆虫の専門なのですが、動物担当ということで、質問したいと思います。先ほどの説明の中で、鳥類についての説明があったと思うのですが、その中で、サシバとかミズゴイとか、ハチクマについて提言がなされたのですが、特にハチクマについて、人工の代替巣を設置するというので保全措置を取るということですが、こうした人工代替巣の実行可能性とか、成功確率とかについて、根拠があるのかをお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ、ホトケドジョウについてです。ホトケドジョウは、この調査地内で生息が確認されたということですが、ホトケドジョウというのは、かなり水温に影響される種ということで、大体20度前後の水温で生息するものだと認識しているのですが、こうした水温の変化が、この事業において起こり得るのかをお聞きしたいと思います。

というのは、濁水の流入を上げる対策として、排水を調整池に一度貯留して、上澄みを放流するというのですが、このときに水温の上昇などが起こり得るのか。起こったとすればどのように対応できるのか。御意見をいただければと思います。

○アセス受託者（小野寺） まず、1つ目の質問にお答えいたします。

ハルゼミについてですが、準備書の2分冊中の2番目の787ページを御覧いただけますでしょうか。調査地域の植物群落の改変率を示したものがございます。ハルゼミの生息環境として該当するのは、一番上の類型区分の落葉樹林に入れているのですが、アカマツ亜高木という群落と、その3つ下、アカマツ植林というものが該当するかと考えております。これら2つの群落のうち、アカマツ植林については改変されないこと。あとは、アカマツ亜高木についての改変面積を基に算出した改変率は3割程度ということで、生息環境は残されるというふうに予測しております。

あと、具体的にハルゼミの確認位置を記録しておりまして、それは改変区域外であるということで、

おっしゃるとおりハクゼミはかなり松の樹林に依存性が高い種ですので、改変区域外で確認されているという、ここで調査地域内の貴重な生息環境等が残されるのではないかとこのように予測しております。

もう一点、ハククマについての御質問ですが、ハククマの代償措置である代替巣の設置についてなのですが、海外の事例の文献ですと、ハククマの代替巣と自然の巣の繁殖成功率を比較した結果の報告が出ておまして、それによると本種については代替巣と自然の巣で繁殖の成功率に差がないという結果が出ております。

一方、国内の事例です。本種を対象とした代償措置、代替巣の設置の事例については、繁殖に成功したという事例は、公表資料においては確認されておられません。一方、代替巣の設置ですと、オオタカで実施されることが多いのですが、オオタカを対象にして代替巣を設置した環境影響評価事例において、その代替巣にハククマが営巣して繁殖したという結果が公表資料に記載されておまして、以上のことから、オオタカよりも代替巣を利用する可能性というものはあるというふうに考えて、この代替巣設置を選定いたしました。

○坂本委員 今回の人工代替巣に移動させたときの成功率は、直接結びつかない結果かと思うのですが。

○アセス受託者（小野寺） そうですね。状況が必ずしも全く一緒というわけではないかなと考えています。

○坂本委員 成功率を予測する上で、オオタカのデータが使えるのではないかとこのように考えはどのようにか。

○アセス受託者（小野寺） 代替巣を使った事例は全くないという種であれば、かなり不確実性が高いと考えてはいるのですが、実際に代替巣で繁殖したという実績は残っているということがありますので、可能性としては考えられる措置かなということだと思います。とはいえ不確実性が残る措置になることに変わりはないので、そこは事後調査で、その利用状況も含めて本種の繁殖状況というのは確認していくという計画にしております。

○坂本委員 オオタカの保護で代替巣の成功率、移動成功率はどれぐらいだったのでしょうか。

○アセス受託者（小野寺） オオタカですか。

○坂本委員 オオタカのデータで、人工代替巣での成功事例があると聞こえたのですが。

○アセス受託者（小野寺） オオタカは比較的事例が多いのですが、先ほど申し上げたのは、保全対象種をオオタカに設定をして代替巣を設置した事例で、事後調査の結果、その代替巣にハククマが繁殖をしたという。そこが記録として残っている事例があるということです。

○坂本委員 オオタカはどれぐらい来ているのですか。

○アセス受託者（小野寺） オオタカのほうは、事例が比較的豊富なので、今回対象種にしていなくて、今正確な数字を申し上げることはできません。もし可能であれば、埼玉県の方を通じて、その後、またお伝えすることはできるかと思うのですが。

○坂本委員 分かりました。

事後調査についてですが、事後調査で定着していなかったとき、どうするのですか。ハククマは定

着しませんでした、残念でしたと終わるのですか。

○アセス受託者（小野寺） もちろん工事前に措置をして、何年で利用するかということも、利用するか、しないかということも含めて、ペアの特性だったりというのはどうしてもあるので、そこは何年か見ていきたいなというのは考えているのですが、その判断を事業者で独断とするというのもかなり危険だと思っていますので、専門家に指導を仰ぎながら、そのあたりは検討していきいたなど考えております。

○坂本委員 分かりました。

○アセス受託者（岡本） では、3番目の水温の関係なのですが、こちら調整池を御心配されておられましたが、調整池のほうが、現在も既に存在しているもので、同じような形で上澄みがオリフィスから出ている形になります。また、計画が雨水浸透に配慮した計画にしている、地下水に対する影響も小さく低減することができる形で予測しておりますので、そういった意味で、現在と大きく変わる、水温が大きく上昇するという可能性は低いのではないかと考えています。こちら事後調査で水質調査、河川での水質調査を行いますので、そのときに水温の変化というようなものも確認することとしております。

○坂本委員 この調整池での一旦貯めて放流するというのは、その流量などは事業前と事業中と全く変わらないということですか。

○アセス受託者（岡本） 全く変わらないというのではなくて、増減はあるにしろ、この影響はなるべく低減させるような形で雨水浸透のための配慮をしていますので、そこら辺は大きな変化はないのではないかとことです。

○坂本委員 どれぐらいの流量が変わるのかという予測はできないのでしょうか。

○アセス受託者（岡本） それは、調整池の容量の計算のほうで準備書の。

○坂本委員 低減は努力しますというのによく分かるのですが、こちらとしては、どれぐらい変わって、どれぐらいの水温の変動があるのかということまで、ある程度、シミュレーションできたほうが客観的な評価につながると思いますので、その辺の情報もいただければと思います。

○アセス受託者（岡本） 36ページのところに調整池の容量確保という形で、今、太陽光パネルを設置することによって表面流出の変化がどのくらい変わるのかということで、雨水の流出係数の変化からどの程度増えるのかということ、これはかなり厳しめに計算しております。

○坂本委員 水温の変化はどれくらいになるのですか。

○アセス受託者（岡本） 水温の直接の変動まではしていませんが、その流量の変化というものが、大体流れ込んでくるところが1.5倍ぐらいになってくるのですが、オリフィスから流れ出る、構造的にオリフィスから流れ出る上限というものが一定となっておりますので、そういった意味では、出てくる、河川に流れ込んでいく、調整池に入ってくる量というのは増えるのですが、調整池から外に出ていく量というものは、流量はある程度、オリフィスによって上限が決められておりますので、それ以下ということで、現在と、そういった意味では構造が変わりませんで、河川に出てくる量は変わらないということになります。

○坂本委員 流量については分かったのですが、水温については検討していないのですか。

○アセス受託者（岡本） そうですね。直接水温について検討はしておりません。

○坂本委員 今後検討する予定はございますか。

○アセス受託者（岡本） 今の形で、大きく変化しないということを考えていますので、特に今後検討するという事は特にありません。ただ、事後調査で河川の水温についてもきちんと押さえていくということは計画しております。

○坂本委員 ありがとうございます。

○柳会長 関口委員、どうぞ。

○関口（和）副会長 22枚目の説明スライドで、工事車両の大型車がかなり入ってくると思うのですが、集中することで、大気汚染が一時的に上がることがかなり懸念されるというのは、周辺への影響もあると思うのですが、22枚目のところで、規制適合車の使用に努める。それから、一時的に集中しないように努めるということになっているのですが、事前の予測、評価で大丈夫だということは、どう組み込まれて予測をされているのですか。つまり、集中はないという形で予測して、その前提の予測結果だとすれば、努めるではなくて、そうしてもらわないといけないう気がするのですが、その辺の事前の予測評価の前提と努めるという部分の関係を教えていただきたいと思います。

○アセス受託者（岡本） まず、最新の排出ガス適合車の使用に努めるということに関しましては、原単位について、本日、計算の担当者が欠席しておりまして、後ほど確認させていただきたいと思うのですが、規制、適合車を入れているか、入っていないかということで判断できるかと思います。原単位のほうが通常原単位を入れていると考えておりますが、こちらのほう確認させていただいて、また県の方を通じて返答させていただければと考えております。

また、搬出入の一時的に集中しないほうなのですが、こちらは今基本的に現状の大型車両の割合で振り分けておりますので、特に一時的に集中しないような形で運行管理をさせたような形では入れておりませんので、今後、実際に計画が詳細に固まって、実際に運行管理を行うときに集中しないような形で、予測したものよりももっと下げるために運行管理に努めるという形になっております。

○関口（和）副会長 車両が一番集中した際の濃度を考慮してとか、準備書には書いてあったような気がするのですが、それとの関係とかはどうなるのか。例えば、今、集中させないようにしたとして、この車両が1日の間で、昼間の作業時間の間に十分運行できるのかとか、ある程度集中する時間帯があるのか、その辺が準備書の説明ではあまり整合性が取れないものですから、もう少し詳しく説明していただけるといいのですが。

○アセス受託者（岡本） 基本的に台数に関しては、日台数が最大となる日を選んで、それがずっと続くような形で予測しております。その中で、時間帯の振り分けに関しましては、大型車の比率によって振り分けてますので、特に平準化させたとか、そういった想定をして計算をしているわけではないということです。厳しめな予測をするために最大に最大のものを今の計画から割り出して、それが続くというような形で予測条件を設定しているという形になります。

○関口（和）副会長 おそらく拡散して減衰するというようなことも含めてやっているのだと思うのですが、実際、トラックの集積地なんかを見ると、濃度が上がるのです。現実とは違って、ある程度集中すると、どうしても濃度は上がってくると思うので、かなりその辺はシビアに管理をしていただ

きたいなというのはあるのですが、実際、これは管理となるときには、できるという判断なのですか。例えば適合車だが、実際町中を走っていると、老朽化してくれば煙が出ている車とかもあります。それから、集中しないようにといっても、作業が遅れてくればあると思うのですが、この辺の管理はきちっとできるという前提でよろしいですね。

○事業者（加藤） できると考えております。

○関口（和） 副会長 分かりました。

○柳会長 岡委員、どうぞ。

○岡委員 先ほど坂本委員からもお話がありましたが、見せていただいた資料、39ページ、41ページ。幾つか環境影響評価と関わってはいますが、これだけの生態系の改変が行われる中での重要な種の確認種が、えらく多いなという気がしました。植物と合わせると120種ぐらい。

お伺いしたいのは、先ほどこれについてお話がありましたが、こうした重要な種を、見落としている種類が非常に多いのではないかというのが心配になるのです。資料、評価準備書の全体として811ページにサシバに関しての予測の結果がここに書いてあります。

810ページの上から3行目くらいに、環境省が出したサシバの保護の進め方に基づいて利用範囲を分析したという記載があります。811ページには、営巣の中心域と、それから高利用域を使うということで、青い線で行動圏が覆ってあります。ここまででいいのですが、そのサシバの保護の進め方、環境省の資料をみると高利用域を特定して、保全措置としては、この場所を中心にその措置を検討するのがいいだろうという書き方になっているのです。それを意識して、810ページの記事中を見ると、それぞれのペアに関しての改変回避の面積が、これでいうと、2.96と0.07という書き方がしてあって、これで本当に、本種の生息環境の影響は小さいと予測すると果たして言えるのかという、不安があると思います。これは実際に意識してやろうとすると、高利用域をどういうふうにしていくかというのをもう少し考えないといけないのかなという気がしています。まず、それがサシバに関してです。

同じような内容でミゾゴイです。ミゾゴイに関しては、準備書795ページ、796ページ、797ページと、予測の結果が書いてあります。797ページ、繁殖期にミゾゴイを確認できていないのですが、この対象地内、繁殖していますよね。その証拠はないのでしたよね。

○アセス受託者（小野寺） 準備書の調査段階ではそうです。

○岡委員 繁殖は確認できていないが、そこに営巣地点があったというのは確認したのですね。

○アセス受託者（小野寺） そうです。

○岡委員 過去に繁殖しているような気もするのですが、ミゾゴイの場合も、環境省がミゾゴイの保護の進め方というのを出していますが、それが引用されていないのですか。理由はサシバと同じなのですか。

○アセス受託者（小野寺） ミゾゴイの保護の進め方の内容も踏まえて。

○岡委員 795、796ページの中には出てきませんが、出ているのですか。

○アセス受託者（小野寺） サシバのときには、行動圏解析という手法を用いたので、その手法の参照先として進め方というのを記載させていただいたということです。

○岡委員 高利用域を出すのに参照したということですね。

○アセス受託者（小野寺） そうなります。

○岡委員 保全措置を講じるために参照したと書くべきであると思います。ミゾゴイについても多分同じような書き方がしてあると思います。どれぐらいの面積を改変するかというよりも、ミゾゴイにとっての餌を供給する森をどういうふうに残していくかという書き方がしてあるので、そのあたりの記載がないと。これも同じように、この種への影響は少ないだろうということが、小さいと予測すると書かれていて、ミゾゴイ、サシバをよく知っている人にとっては何で影響が少ないと言えるのというような意見が出てくるようには思います。

○アセス受託者（小野寺） 御意見、ありがとうございます。

サシバにつきましては、高利用域についてのご意見をいただいていたと思うのですが、高利用域の位置ですね。御指摘のあった進め方、サシバの場合は特に高利用域でも採食地ですね。採食地が特に保全に重要だとよく言われている種であります。今回、猛禽類の調査結果から、本種各ペアでは、主要な採食地はどのあたりかというところを考える材料として、実際の採食行動あるいは餌運びという餌を持った飛翔の位置、方法、そのあたりを勘案して、それぞれのペアの採食地はどの辺りかというところを推定しております。その部分が、今回、高利用域において改変された区域には含まれていないだろうという予測結果から、今回は記載しております結果を載せております。

あとは、予測結果に記載していますとおり、営巣中心域の一部、事業計画等勘案したのですが、改変を免れないという事業計画になっておりまして、その部分については、サシバの繁殖期、営巣中心域内での工事は繁殖期は休止するというような方向で、工事計画も今検討しているところでございますので、このような措置で保全に努めてまいりたいと考えております。

ミゾゴイにつきましては、進め方の御指摘もありましたとおり、評価書でその記載については再検討させていただきたいと考えているのですが、専門家からの助言も考えて、予測、あと保全措置を検討しております。本種の行動範囲の一つの条件としては営巣地を含む谷内だろうという御意見をいただきましたので、そこを含めて、改変をできるだけ取りやめる措置を講じました。

あとは、ミゾゴイはサシバと繁殖期がほぼ重複するような生態を持つ種ですので、サシバへの保全措置と併せて、本種も十分に配慮してまいりたいというふうに考えております。

○岡委員 ぜひ前向きに進めていただければと思います。

ミゾゴイについては結構大変かもしれないです。進め方等を見ると、森林全体を維持しないと、餌がなくなるとかがあるので、慎重に行っていただければと思っています。

○柳会長 山口委員、どうぞ。

○山口委員 私からは、いただいた資料の11枚目のところを見ていただきたいと思います。盛土に関して、いろいろな指摘等があるかと思うのですが、私としては、外部から搬入土砂、つまり搬入してきたものを盛土に利用するということについて、当初の計画より大分少なくなっているということの説明していただいたのですが、結局、その土の中に種とかがあって、外来種の侵入というところにいる懸念が出てくるのではないかということなのですが、この点に関してはどのように対策を立てようとしているかという意見をいただければと思います。

○アセス受託者（岡本） 外来種につきましては、外から土を持ち込むということで、対策を立てなくてはならないというふうに事業者としても考えておまして、まず盛土をした部分、盛土の土を持ってくるものは、まずは首都圏の近郊、近いところ、気候が大きく変わるようなところから持ってくるのではなく、近い隣接県か、もしくは埼玉県内から持ってくるような形のUCRを使って、そういったものを指定するというような形を取る。その後、それによりまして外来種が入ってくる可能性はありますので、場内の在来種が発芽するような形で、上に表土を撒くということで、なるべく下のものを抑えて、外来種が繁茂するような形のものを狙ってまいります。

それと、一応外来種につきましては、事後調査に環境監視計画としまして、そこで緑化の効果を見るのですが、そちらのほうで特定外来種など今まで見つかっていないものがどれほど出ているのかということを経営監視計画の中で、事業が始まった後に確認して、必要があれば対処を取るといったような形を考えております。

○山口委員

まさに、その土の由来とその利用方法と、その後の定期的な監視、その辺をぜひ徹底して進めていただければと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○柳会長 それでは、本日、御出席の委員の中から、事務局のほうで何か御意見預かっていますでしょうか。

○事務局（安村） よろしいでしょうか。

○柳会長 はい、お願いいたします。

○事務局（安村） 植物の関係で星野委員から、本日急遽御欠席ということで、御意見を承っております。また、そのことについて事前に事業者のほうにも確認いたしまして、回答いただいておりますので、一連の流れで御説明いたします。

星野委員から御質問がありましたのは、チップを散布することによる植生への影響はどうかというところで御質問2点ほどいただきました。

まず1点目として、どのような形で、どこにそのチップ材をまくかというのがよく分からなく、また目的が分からない。その目的は、そもそも雑草が生えないようにするためなのかという御質問いただいております。

事業者からは、チップ材というのはマルチング材として道路にまくと。チップ材というのは、道路面積に対して全て賄える量が、発生しない見込みなので、道路用地についてまくのですが、碎石をまくというような計画もありますので、碎石をまくか、チップをまくかというところで事業計画を考えていると。そういうことですので、チップをまく目的というのは道路の雑草等の発生の防止と、また資源の再利用を目的としているということで、御回答いただいております。

また、2点目、同じくチップに関しまして、緑化計画との関係ということで御質問いただきました。剥ぎ取った表土を造成後、今御説明でもありましたとおり、盛土のところへまくということでありましたが、その方法、チップの敷設との関係はどうかというような御質問だったのですが、それに

つきましては、チップというのは、今説明したとおり道路用地でまくということですので、緑化を行う箇所には用いない。緑化のための表土とチップは別の場所にまくこととなるということで、御回答いただいております。

事務局からは以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

内村委員、どうぞ。

○内村委員 資料の32ページでお伺いしたいのですが、ゴルフ場があったところで、崩壊があったというところなのですが、ここの滑っている位置が、切土、盛土の計画でいくと盛土の部分になっているのです。ここは右側の図を見たら分かるように、既に土の塊が滑った状態であり、滑りかけの状態にあるわけで、その上に直接盛土を載せてしまうと、既にここは弱点になっているので、この下でまた滑るという可能性があると思うのですが、ここはどう処理される予定でしょうか。この滑っているところは一回どけて、改めて盛土をし直すとか、何かお考えでしょうか。

○事業者（加藤） おっしゃられるとおり、このままの状態に単純に盛るとというのは、また崩壊の可能性が否定できないところがあるのかなというのはありますので、厚みがボーリング調査で、5メートル、7メートルぐらい出ていますので、やはりそういったところは、一回、切っていったり取り除くような形になります。その後盛土材には使用するのですが、当時、恐らくそんな転圧とかを丁寧にやったようには見えないものですから、こちらの工事をやる際には、実際には盛土した箇所はどかし、再度、段切りとかベンチカットを入れて、あと暗渠排水ですね。そういったことをして、再度の崩壊の防止に努めたいと考えております。

○内村委員 ここは盛土とおっしゃいましたが、これはボーリング1と2の間ですよ。次のページの断面図でいくと、これはボーリング1と2の間は、盛土と赤丸がしてあるのはボーリングの1よりももっと上側が盛土なのですよ。この1と2の間の部分は、ここも盛土なのですか。

○事業者（加藤） そちらも盛土で、滑っていった土砂があるような状況です。

○内村委員 滑った土砂が7メートルぐらいあるということですか。

○事業者（加藤） はい。

○内村委員 そこを除去して、やり直すということか。

○事業者（加藤） はい、そうです。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

○柳会長 それでは、特にならなければ、御意見、御質問も出尽くしたようですので、次に審議会答申の検討に入りたいと思います。

それでは、ここで事業者の方は退席していただきます。どうも長い時間、ありがとうございました。

○柳会長 それでは、審議会答申の審議に入りますが、この準備書につきましては小委員会で審議を行い、小委員会の意見が作成されております。小委員会の荒井委員長から、小委員会の報告及び小委員会意見について説明をお願いしたいと思います。

○荒井委員 それでは、環影審第14号、令和3年10月13日。

埼玉県環境影響評価技術審議会会長様、埼玉県環境影響評価技術審議会小委員会委員長、荒井歩。

さいたま小川町メガソーラー環境影響評価準備書について（報告）。

標記準備書について調査及び審議しましたので、報告させていただきます。

まず、小委員会報告ですが、当小委員会は、埼玉県環境影響評価技術審議会から付託されたさいたま小川町メガソーラー環境影響評価準備書について調査及び審議いたしましたので、報告させていただきます。

まず、小委員会委員です。委員長は荒井、専門は景観です。内村委員、専門、地盤、地象。岡委員、専門、動物、生態系。坂本委員、専門、動物、生態系。関口委員、専門、大気環境化学。原委員、専門、水象。藤原委員、専門、廃棄物。柳委員、専門、環境影響評価法。山口委員、専門、植物。吉村委員、専門、騒音。このメンバーで調査、審議していただきました。

次に、調査及び審議経緯について報告させていただきます。令和3年4月16日に小川エナジー合同会社からさいたま小川町メガソーラー環境影響評価準備書が提出されました。

そして、令和3年6月10日に第1回小委員会、令和3年7月16日に第2回小委員会を開催し、準備書に対する事業者説明及び委員会の質疑応答を行いました。

そして、令和3年9月7日に第3回小委員会を開催し、小委員会意見を集約いたしました。

小委員会意見につきましては、朗読させていただきます。

さいたま小川町メガソーラー環境影響評価に係る埼玉県環境影響評価技術審議会小委員会の意見について。

さいたま小川町メガソーラーについては、下記の事項を考慮して環境影響評価書を作成すること。

#### 1 全般的事項。

(1) 計画地周辺にある施設や住宅等の生活環境と自然環境の保全に配慮すること。

特に、工事用車両及び関係車両の走行にあたっては、施設等の利用者及び住民の安全を確保出来るような対策を講じること。

また、関係車両の密集等により大気汚染物質濃度や騒音・振動の値が基準値を超える場所が出ることを防ぐようその走行を管理し、住民等へ健康被害等を与えないようにすること。

(2) 計画の変更に伴い、調整池の数を減少させた理由を明らかにすること。また、調整池の浚渫により除去した堆砂の搬出先や処理方法及び調整池の維持管理計画を明らかにすること。

(3) 風害等災害が起きることを前提に、近年の豪雨災害等の状況を最大限考慮した上で土砂崩落のシミュレーション等を行い、被害等を防ぐための方策を講じること。

(4) 調整池及びそこに流れ込む河川・水路に水位計を設置するなどして水位の継続的・定期的な状況把握および流量解析に努め、洪水被害・土砂災害の予測と地域への早期の情報提供を実施し、当該調整池・河川・水路のオーバーフローによる洪水被害や土砂災害の防止を図ること。

(5) 施設の安全対策のために設置する境界フェンスについては、野生動物の侵入防止機能を持つ仕様の採用を検討すること。

(6) 地域の自然資本としての価値が損なわれることのないよう対策を実施し、また、災害時に地域に電気を供給するなど地域の災害時のレジリエンスの強化等に資するよう取り組むこと。併せて、その結果を情報発信すること。

(7) 当該事業に係る準備書が相当の内容量であることに鑑みると、地域住民とのアセス図書に係る双方向のコミュニケーションを十分に図ることが重要と思われることから、自主的な説明会の開催等により、準備書内容の説明を尽くすなどの丁寧な対応を行うこと。

また、他の発電事業の事例を参考にしながら、地域と共同した継続調査の実施などを検討し、積極的に地域とのコミュニケーションを図ること。

## 2 騒音・低周波音。

(1) 工事中、解体中の予測結果が僅かに環境基準を満たす結果であるため、必要に応じて環境保全措置を追加すること。

(2) パワーコンディショナー等の設備の設置については、周辺住宅や周辺施設からの距離の確保及びハイキングコース等利用者への配慮により影響の低減に努めること。

## 3 水質及び水象。

(1) 調整池の容量計算について、森林伐採に伴う保水能力の低下を考慮し、また事業地周辺地域に特化した数値を使用して算出するなど実態にあった予測、評価とすること。また、結果に応じて必要な環境保全措置を行うこと。

(2) 水の濁り及び地下水の調査について、日降水量やワンタームの降水量の最大値を用いた調査、予測、評価を検討すること。

(3) 砕石を道路用の敷材として使用することについて、強度の降雨時は土壌水分量が増えることにより、その機能の低下が想定されるため、十分検討した上で行うこと。また、降雨時の土砂流出の可能性を考慮したメンテナンスを行うこと。

## 4 地盤。

(1) 事業地内において、災害時崩落した箇所以外に不安定な場所や崩落リスクが高い場所については、ボーリング調査を含めた詳細な追加調査を検討すること。

(2) 盛土等の施工については、特に次の事項に留意し、安全性を十分に担保した上で行うこと。

ア 随時使用する盛土材の品質を確認すること。

イ 必要に応じて補強土、擁壁、排水材や排水設備などにより、その構造を補強すること。

ウ 締固めなどの施工品質をしっかり管理すること。

エ 森林伐採における保水力の低下及びパネルの荷重や角度を踏まえた上で行うこと。

(3) 施工後のメンテナンスについて、特に次の事項に留意すること。

ア 排水施設について、排水機能の低下により土砂災害及び地層境界面での地すべり等が発生するため、十分なメンテナンスを行うこと。

イ 盛土の形状変化、豪雨等災害時における挙動を監視して、少しでも危険な状態があれば対処すること。

ウ 発電事業後についても継続したメンテナンスが出来る体制を整えておくこと。

## 5 動物。

(1) 低反射型の太陽光パネルを水面と見間違え、水鳥が飛び込む事例の発生や昆虫が産卵する可能性が懸念されるため、反射光と鳥類及び昆虫の関係を考慮の上、影響が少ないパネルを選定するこ

と。また、反射光による動物への影響について、モニタリング等を行い把握するよう努めること。

(2) 昆虫類の調査時期について、絶滅危惧種が多い環境を考慮すると、冬季活動性のキリガ等が生息している可能性があるため、冬季における昆虫調査の追加を検討すること。

#### 6 植物。

(1) 太陽光パネルの反射光や稼働時の温度変化が植物に与える影響について、最新の知見に基づく環境保全措置を検討し、影響の低減に努めること。

(2) フユザンショウ、エビネ、キンラン、ムヨウランについては、事業区域内又は事業区域外であるが改変区域に近いところにか所しか確認されていないため、継続して監視するよう努めること。

#### 7 景観及び自然とのふれあいの場。

(1) 主要な眺望点について、地域住民が日常生活で慣れ親しんでいる場所を対象としたとあるが、聞き取り等による具体的な情報収集方法、その結果及び採用の有無について明らかにすること。

(2) 眺望景観の変化の予測結果について、低反射型太陽光パネルを採用するため、周辺の景観となじみ、影響が小さいと予測しているが、同パネルを使用した事業を参考にした上で、判断すること。

#### 8 廃棄物。

(1) 廃プラスチックの再利用について、国が掲げるプラスチック資源循環戦略及び関係法令を踏まえ、適正に行うこと。

(2) 本事業に伴って排出される廃棄物の処理・処分、資源化等については、本事業の開始から終了に至るまで、当初の処理等の計画に基づき、かつ、最新の法令等に対応し、適正に行うこと。

#### 9 温室効果ガス・反射光。

周辺に、温度影響や乱反射による影響を与えないパネルの選定に努めること。また、森林伐採や太陽光パネルの設置による周辺温度への影響について、把握していくよう努めること。

#### 10 環境監視計画。

(1) 水質の調査については、物質が土壌から河川水に流出するには時間がかかるため、継続的な監視に努めること。また、降雨時に濁りなどの水質の変化が現れるので、晴天時だけではなく調査目的に応じた時期に定期的な監視を実施すること。

(2) 土壌の調査については、工事終了後に地域住民とも協議して調査地点を選定するなどし、必要に応じて調査地点の追加・変更を行うこと。

(3) 環境監視結果を定期的に公表すること。

#### 11 事後調査。

(1) 水象について、外部からの搬入土砂と現地の土質の違いにより、現在の沈降試験結果に基づく予測結果の不確実性が懸念されることから、事後調査で実際の土質による試験結果の把握に努め、結果に応じて環境保全措置を追加すること。

(2) ミゾゴイについて、繁殖地が日本国内のみとされている中で、事業予定地内において古巣を含む4か所の巣を確認できたことは特筆すべきことです。事後調査により環境保全措置や予測・評価の妥当性を検証するとともに、結果に応じて環境保全措置を追加すること。

(3) ノスリについて、工事・供用期間を通して、上位性注目種、典型性注目種等の環境を評価す

る際に適用した「生息環境指数」の妥当性を明らかにするため、餌量等の調査を実施し、事後調査結果に反映させること。

(4) 反射光の影響について、パネル設置後に周辺住民に対する影響を調査し、結果に応じて環境保全措置を追加すること。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいま説明のありました小委員会意見を当審議会の答申案といたしたいと思います。

ただいまの説明について、小委員会の委員から付け加えることですか、他の委員の方から御意見、御質問等ございますでしょうか。

先ほどの事業者からの説明も含め、審議会の答申として補足、追加等があれば、この場でお願いいたします。いかがでしょうか。

関口徹委員、どうぞ。

○関口（徹）委員 先ほど内村先生からが質問があったと思いますが、実際に斜面崩壊があったところの対応についても具体的に書いたほうがいいのではないかと思います。そのまま埋め戻すのではなく、滑った土砂を一旦撤去するなどです。また、斜面崩壊があった場所と同じ地盤条件だと考えられる周辺についても斜面崩壊を防ぐ対応をしていくようにというのを加えたほうがいいのではないかと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

4の地盤のところの(2)のところを追加すればいいということでしょうか。

○関口（徹）委員 そうです。

○内村委員 1番は調査について、既に崩落したところは、この書類の中に調査結果が書いてあるが、ほかに同じように不安定なところはないのかということを確認してほしいと意味です。今の意見を書くとしたら、盛土をする場合に明らかに不安定だと分かる箇所は適切に措置をするとかを書くのだと思います。

○関口（徹）委員 先ほど説明のあった斜面崩壊があった場所での土砂を撤去するとか、そういったことの記載がないですね。

○事務局（安村） 事務局からよろしいですか。

○柳会長 どうぞ、事務局から。

○事務局（安村） 考え方というか、そういったところをこの場で確定して、どこにこういう内容のものをというところで概念的なもので確定いただければ、細かい部分の言葉については、後ほど事務局と御専門の委員の皆様と最終的に調整させていただいて、最後、会長の了解を得て更新とさせていただきますので、各委員の今の盛土の施工に当たっての注意点という意味合いで、既に崩落した場所についての工事前の措置という観点で言葉を入れるというところで、こちら認識いたしましたので、その状況でよろしいかと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

○岡委員 今日の話の中身の部分については、どう付け加えるかということなのですが、どうしたら

いいですかね。

○事務局（安村） 特に答申案文に新たに意見を追加するということでしたら、その意見の内容を紹介していただいて、後で確認させていただくという作業に移りたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○岡委員 そうすると、里山生態系の保全の話を含めたいというのと、具体的な鳥の話のサシバがこの案にないなというのがありまして、どこかへ組み込みたいと思っているところです。ただ、評価予測、予測をした結果が、ずさんなので、そこを今から言ってもいけないでしょうから、入れるとすれば、事後調査のところに入れるしかないのかもしれませんが。ハチクマ、サシバ、ミゾゴイ、ノスリは入れてあったが、周辺を挙げて示した上で、さらに里山生態系、希少の種がたくさんある場所であるということ意識するような文章があったほうがよいと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、里山生態系の保全のところについては、まず全体的な事項のところには何か一文を加えるということと、それから11の事後調査のところにはハチクマについても個別に言及するというような整理でよろしいでしょうか。

○岡委員 そうですね。坂本委員、何か御意見あったらお伺いしたい。

○坂本委員 この時点でどこまで、希望というか、こうして欲しいという内容が盛り込めるのか、最終的に全部事後評価で対応することになってしまうのですか。

○柳会長 必ずしも事後調査だけではなくて、この意見として、準備書に対する意見として、今の時点で言えることを書いたほうがよいと思うのです。準備書の後に評価書で、事業者が対応して、その中に事後調査内容も評価書に書かれてくるとお思いますので、今の時点でいろいろお気づきの点があれば言っていただければと思います。

○坂本委員 個別の点はいろいろあるのですが、先ほど岡先生がおっしゃったように、大きな広い意味での生態系保全という文言で一つ書いておくことは、それにつながる個々の評価にもなってくるので、私もその8番の項目として入れるのが順当かなと思います。

○柳会長 この8番の記述内容については、また御担当の先生方や他の専門家の意見も追加する可能性もあるかもしれませんが、そういう形でここを整理させていただくということで、先ほど事務局から説明があったように、各委員からの確認を得て、私のほうで調整させていただくというような形にさせていただければと思っておりますが、事務局のほうで何か補足することございますでしょうか。

○事務局（安村） 何点か、本日欠席の委員からも御意見をいただいておりますので、それを代読という形でさせていただきます。

3人委員から、原委員と広木委員と星野委員から御意見をいただいております。

まず、1点目ですが、こちら意見というか、最後、答申に追記願いたいというところで、原委員から御意見いただいております、地下水関係、地下水もしくは水質について、小川町は水道水源に伏流水や地下水を使用しており、また市内の河川が観光資源の一つとなっているため、地下水浸透の減少や水質汚濁、地域外からの土砂搬入によるものも含むが、水質汚濁が飲用水や観光資源である河川等に影響を与えないよう、また地下浸透量や地下水汚染が起こらないよう定期的な観測、計測を強化

し、情報公開に努めることということで、地下水の浸透量の話ですとか、水質の悪化についての言及をいただいております。こちらについては、水質の関係ですので、今、3番の水質及び水象の部分で(4)として、原委員の意見を追記したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

○柳会長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○柳会長 特に御発言がないようですので、追記させていただくということにいたしたいと思います。

○事務局(安村) ありがとうございます。

○柳会長 続いて、どうぞ。

○事務局(安村) 続きまして、広木委員から土壌の関係で御意見等、こちら追記をいただきたいというところで、2点ほど御意見いただいております。

まず、1点目、追記いただきたいというところで、10番になります。環境監視計画で、土壌の部分なのですが、こちら調査地点についてのみ、現在記載されていますので、(2)の部分です。10の(2)、調査地点のみならず調査項目についても、こちら必要な点については地域住民と協議して選定を行って、その場所、項目の追加変更というのを行ってほしいと。具体的に放射性物質だとか、そういったところの懸念というの、広木委員から御意見いただきましたので、調査項目も追加いただきたいというところで、よろしいでしょうか。

○柳会長 いかがでしょうか。

特に御発言がなければ、追記させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○柳会長 それでは、追記するというところでお願いいたします。

○事務局(安村) また、続きまして広木委員から、こちらは御意見というところで、他には追記する必要もあるかなというところなのですが、水質の汚濁に関してのお話は、原委員からいただいたのですが、土壌の汚染のお話というのが、今回、準備書の中には記載がないというところもありまして、その搬入土砂の土質について、盛土の土木工学的な質については十分注意するというのはあるのですが、いわゆる環境的な汚染物質だとか、そういった点の把握をするような管理の体制に万全を期してほしいというところがありましたので、こちらはどこに入れるかというのは今後検討にはなりますが、そういう土質、土木的な土質ではなくて、環境的な土質の管理というところもしっかりしていただきたいというようなお考えのものをどこかに入れ込めればなど考えております。

こちらについてはよろしいでしょうか。

○柳会長 いかがでしょうか。

○柳会長 特段御意見がないようですので、この点についても追記するというところで、どこに入れたらいいのか、収まりのいいところに記載させていただくということになるかと思っております。

ほかはいかがでしょうか。

○事務局(安村) 星野委員から2点ほど、1点は注意事項みたいな形なのですが、1点は、本日山口委員からも御質問いただいていました搬入土砂に伴う外来種の混入のリスクについて、御意見をいただいております。

星野委員から外来種の、山口委員からもありましたとおり、何かしらのやはり外来種が搬入されてきて繁茂することが十分考えられると。例えばその実例として、河川からの残土や山合いなどでも、

これは星野委員から実例を挙げていただいて、ハリエンジュという種類です。生えているようなところであれば、ハリエンジュというのは、あっという間に繁茂してしまう。河川護岸工事などで残土や車両のタイヤに付着した繁殖種から河川敷に外来種が、そこに移って繁殖してしまうということは十分多いところであるというところで、注意を要するような御意見をいただいております。

この点については、山口委員からも本日御質問もありましたが、もしどこかでこのあたりのことを入れる必要があるのであれば、審議会の答申のどこかに入れ込む必要があるかなと思いますが、いかがでしょうか。

○山口委員 ぜひ追記していただければと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの3点についても追記するというにしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○事務局（安村） 最後に、植物の中で一つ、コ克蘭というのが県の希少種保護条例で、唯一対象になっているものがこちらの中にあるということで、準備書の中にも注意事項が書いてありましたが、かく乱が考えられる場所ならば、その影響を与えないような、マーキングだったり留意するような指導、監視というのはしていただきたいというようなお話でした。この点については準備書の中でも記載されておりましたので、事業者もその点については認識はされているかなというところで、こちらは注意事項のような形です。

○柳会長 工事中のコ克蘭についての留意事項みたいな形で、答申案文の中には採用させていただくということによろしいでしょうか。

○柳会長 特にこの点は何かございますか。

事務局側から事業者に指導すればいいということであれば、特にここに書かなくてもいいということになりますが、一応注意喚起をしておくという意味で、答申案文の中に入れておくということも考えられると思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○山口委員 基本的には事業区域外に全部生息しているということですが、随時監視するということが書いてあれば、間違いのないのかなというのが率直な意見です。

○柳会長 そうすると、環境監視計画の中に入れるというほうがよろしいですか。この植物の中に入れないで、10の環境監視計画の中にコ克蘭について工事中の留意事項として入れておくということによろしいでしょうか。

○山口委員 それでよろしいかと思えます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、最終形については、また皆様にお諮りしたいと思いますので、本日のところはそういう形で整理させていただくということにしたいと思います。

それから、一応御意見、出そろったと思いますが、この事案については、山間部で大規模な盛土工事を伴うということで、特に地盤については、本審議会でも、先ほど審議したところでありますが、地盤の項目について、専門家の御意見をいただくということも有効な手段かと思われます。つきまし

ては、地盤に関しては、別途有識者から御意見をいただいて、その意見を勘案した上で審議会の答申の中に取りまとめたいと考えておりますが、委員の皆様、了承いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

○柳会長 それから、本日も鳥類や水生生物に関して御議論がありましたが、本審議会の審議委員の担当上、限界があるということも考慮しまして、知事が意見を発出するまでの間に、別途有識者へのヒアリングを行いまして、必要に応じて内容を充足させた上で意見をすることが望ましいという内容のことを答申に付加したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

○荒井委員 小委員会でもかなりいろいろ意見は出し合ったのですが、ぜひその点については、お時間があればやっていただきたいなと強く思います。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、各委員の了承が得られたということで、地盤、鳥類、水生生物等については、ヒアリングや、意見をいただくことで答申案の中に反映させていくとしたいと考えております。

それでは、さいたま小川町メガソーラー環境影響評価準備書に対する審議会答申は、地盤等に関しては別途有識者から御意見をいただき、その意見を勘案した上で、修正内容については皆様に御確認いただき、その上で審議会の答申をまとめたいと思います。

なお、最終的な答申の文言につきましては、私に一任させていただければと存じますが、よろしいでしょうか。

○柳会長 特に御意見はないようですので、そのようにさせていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の審議は全て終了いたしました。

進行上、ちょっと時間が押してしまいましたが、申し訳ありません。

それでは、委員の皆様、御協力、どうもありがとうございました。

進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（赤松） 柳会長、進行いただきまして、どうもありがとうございました。

最後になりますが、環境政策課長より挨拶がございます。

○事務局（大山） 委員の皆様方には、本日、不慣れなウェブ会議形式でありましたが、長時間にわたり熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

さいたま小川町メガソーラー環境影響評価準備書につきましては、本審議会からの答申を踏まえまして、12月29日までに経済産業大臣宛て、知事意見を発出することになります。本日いただいた意見、修正意見もございますので、今後も審議会において、各分野の委員におきまして御相談、御確認いただくことになると思いますので、その際はどうぞよろしく願いいたします。

本日は御審議どうもありがとうございました。

午後5時30分閉会